

薬剤師の

# ちょっと樂に立つお話

## 今月のTOPICS

### 熊本地震 被災地へ医療支援に行ってきました



4月14日以降、何度も大きな地震に襲われた熊本。長期間不自由な生活を強いられている被災地の医療支援に、上田薬剤師会は3名の薬剤師を派遣しました(これまで東日本大震災・阪神淡路大震災の際も支援にかけつけています)。4月25~28日、被害の大きかった益城町での支援活動の様子を、薬剤師の松澤俊郎さんに聞きました。

#### ●被災地での主な活動

全国から集まった医師や保健師など多職種の方々とチームを組み、さまざまな医療支援活動を行いました。

#### ◆各避難所で診療時の処方せん調剤

モバイルファーマシー(災害対策医薬品供給車両)を活用しての処方せん調剤。限られた種類の医薬品の中で、在庫のない薬は代替薬を提案するなど、薬剤師の職能が重宝されました。

大分県薬剤師会所有の「モバイルファーマシー」▶  
180品目以上に及ぶ処方箋と分包機を搭載し、車内での処方せん調剤が可能。日本に4台しかない



▲モバイルファーマシーの横にOTCを確保し健康相談に対応

#### ◆避難者の体調や薬の相談に対応

特に上田薬剤師会の薬剤師の特長である、一般用医薬品(OTC)の豊富な知識と経験を生かした、親身な巡回相談が好評でした。



▲OTCを配布しながらの薬剤師の巡回。急性期は過ぎたものの、風邪や疲労など体調不良を訴える患者に喜ばれた

#### ◆施設内の生活環境・衛生環境整備

ウィルスの感染予防に、希釈した漂白剤での手指消毒を指導したり、施設内のCO<sub>2</sub>を測定して換気を促進したり、「学校薬剤師」としての業務が役に立ちました。

下足の使い分け指導など  
衛生環境改善も▶



ハイターを薄めて消毒液を調整し、消毒指導

#### \*全体の感想\*

プライバシーがなく、ストレスの多い住環境で生活する避難者の皆さん。少しでも心身の負担を減らせるよう、医薬品の提供や相談に気を付けてきました。

上田薬剤師会の会員薬局で当たり前に培われてきた「患者さんの話を聞き、寄り添う姿勢」が、被災地の支援でも大いに役に立ったと思います。

#### \*読者のみなさまへ\*

まずは、「かかりつけ薬剤師・薬局」を持ってもらいたいと思います。もし自分が被災しても、かかりつけ薬局が復旧していれば、お薬に関する心配はなくなります。また、「おくすり手帳」の保管場所を決めておく、自分がいつもどんな薬を飲んでいるか知っておく、ということも大切でしょう。

さらに、救急箱や飲料水など、災害緊急時に持ち出す品をいま一度確認しておくことも重要です。いつわが身に降りかかるかもしれない災害に備えましょう。

～被災地の方々の一日も早い復興をお祈りいたします～

YAKUNI  
TATSU  
OHANASHI  
VOL. 33

Vol.33

地域の皆さんの健康のために  
さまざまな活動をしている  
上田薬剤師会から、  
健やかな毎日をつくるために  
ちょっと役立つお話を  
お届けしていきます。  
毎月「第2土曜日」の  
週刊うえだを、どうぞお楽しみに!

## 特集

### 『かかりつけ薬剤師』を持つ! ▶ Part3

4月からの診療報酬改定にともない、これまで顔なじみだった薬剤師が「かかりつけ薬剤師」としてその業務を「評価」されるようになりました。診療報酬の改定とかかりつけ薬剤師について、薬剤師の合葉雅彦さんに聞きました。



#### 診療報酬改定のポイント

「診療報酬」とは、患者さんが医療機関を受診した際に、医療機関などで受け取る報酬のこと。診療の内容によって細かく点数が決められており、患者さんはその1~3割を負担しています。

薬局に関する報酬改定の主なポイントは以下のとおりです。

#### 「かかりつけ薬局」の推奨

処方せん調剤の際、半年以内に同じ薬局に「おくすり手帳」を持参すると、持参しない場合に比べて12点の差が出ます。

※1点=10円換算、患者負担1~3割ですから、その差は約10~40円になります

#### 「かかりつけ薬剤師」が評価されるように!

1人の患者さんに1人の薬剤師に限り、「かかりつけ薬剤師」の服薬指導等が薬学管理料として評価されます(約20~100円)。「かかりつけ薬剤師」を持つと、下記のようなメリットがあります。

#### 「かかりつけ薬剤師」のできること

- ★あなたのお薬情報を一元的・継続的に管理します
- ★いつも、同じ薬剤師が対応します
- ★いつでも、お薬の相談をすることができます
- ★必要に応じてご自宅までうかがいます
- ★かかりつけ医との連携をはかります



上田薬剤師会の会員薬剤師であれば、これまでやってきたこととあまり変わりはありません。しかし今回の改定は、その業務が評価に値するに公に認められたものです。あなたもぜひなじみの薬剤師を、「かかりつけ薬剤師」として利用してみてはいかがですか?

#### 「かかりつけ薬剤師」の条件

ただし「かかりつけ薬剤師」は、薬剤師なら誰でもなれるというものではありません。以下のようない要件を満たす必要があります。

認定薬剤師証▶

- ★薬局勤務経験が3年以上
- ★同じ薬局に6ヶ月以上在籍し、週32時間以上勤務している
- ★薬剤師認定制度認証機構等の研修認定を取得している
- ★医療にかかる地域活動の取り組みに参画している



「かかりつけ薬剤師」は、地域にしっかりと根付いた薬剤師である必要があるのです。

◀「研修認定薬剤師」は、研修に参加した実績を記録することが必要

「かかりつけ薬剤師」は、同意書に患者さんの署名をいただき、おくすり手帳に薬剤師名と薬局名を記載します。  
1人に限るとはいって、変更は可能です。  
詳しくはかかりつけ薬局の薬剤師におたずねください。

健康で安心した生活のために  
あなたやあなたの家族に親身になって対応してくれる  
「かかりつけ薬剤師」を利用しましょう!

はい、お答えします! のコーナーは今回はお休みします。